

# 五ヶ瀬町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

## 1. 取組目的

五ヶ瀬町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム(以下「アクションプログラム」という。)は、五ヶ瀬町建築物耐震改修促進計画における目標達成に向け、住宅の耐震化をより一層推進するため緊急耐震重点区域の指定及び当該区域における積極的な普及啓発を行うことを目的とし策定する。

## 2. 位置付け

アクションプログラムは五ヶ瀬町建築物耐震改修促進計画に基づき策定する。

## 3. 住宅耐震化の現状と緊急耐震重点区域の設定

(五ヶ瀬町建築物耐震改修促進計画より)

区 分	住宅数	昭和56年5月 以前の住宅数	耐震性能有 住宅数	現状の 耐震化率(%)	耐震化率の 目標(%)	備 考
木造住宅	970	420	550	63.9	90.0	
(耐震性有)		(70)	(620)			

本町は地震防災対策強化地域の指定はないが緊急耐震重点区域については、地域防災計画書等を参考に下記の区域とする。

【対象区域】 町内全域とする。(巻末の全図を参照)

【対象建築物】 昭和56年5月以前に建築された木造住宅

## 4. 取組期間

取組期間は、2019年度から2028年度までの10年間とする。

ただし、社会経済状況や関連計画の改定、アクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため、毎年検証し、適宜見直し等を行う。

## 5. 戸別訪問等の実施

■戸別訪問は下記の通り行う。

- ① 回覧により戸別訪問申込み者から優先して訪問し、以降 10 年計画で戸別訪問を行う。  
(※地区の偏りがないう地区毎に職員を配置し、4月から6月を重要月間と位置付ける)
- ② リーフレット等を用いて丁寧な説明を心掛け、耐震化の必要性和補助制度を詳しく説明する。
- ③ 不在の場合は、資料をポストに貼る。
- ④ 訪問結果(訪問日、訪問者、説明内容等)を記録・整理する。

■ダイレクトメールの実施について

住宅の所有者等に直接的に耐震化を促す取り組みを実施する。

町民課税務グループと連携し、新耐震基準(昭和 56 年 6 月 1 日施行)前に新築された住宅を抽出し、地区毎等で振り分けて所有者に直接送付する。

(実績と目標)

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度(目標)
戸別訪問	2	2	2	2
ダイレクトメール	0	0	0	10

## 6. その他の普及啓発活動

戸別訪問と併せて、下記啓発活動も引き続き実施していく。

- ① 住宅耐震啓発パンフの配布
- ② 住民説明会(行政区単位で行われる行政座談会で時間を設け周知を行う)
- ③ 広報誌による周知(年1回4月を原則とする)
- ④ 前年度以前に耐震診断実施済みの所有者に、電話又は郵便により改修の意向を確認するとともに、改修の予定がない場合には訪問等を行い、適切な補助制度等の情報提供を行う。
- ⑤ 工事事業者向けに耐震改修工法に関する技術力向上やコスト縮減のための研修会を年1回実施する。

## 7. 令和4年度の目標

過年度実績等を踏まえ、以下の通りとする。

- ① 木造住宅耐震診断補助戸数 3 戸
- ② 木造住宅耐震改修総合支援補助戸数 2 戸
- ③ 安全住宅住替等支援補助戸数 2 戸(除却: 1 戸、建替: 1 戸)

## 8.前年度までの実績

(金額:千円)

年 度	令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度 (予算)		
	件数	事業費	補助額	件数	事業費	補助額	件数	事業費	補助額	件数	事業費	補助額
耐震診断	2	120	108	2	120	108	2	120	108	1	136	130
耐震改修							2	3,658	2,000	1	1,250	1,000
住替え支援(建替)				1	23,880	380						

## 9.前年度(令和3年度)の課題

耐震診断及び耐震改修ともに目標戸数を達成したが、安全住宅住替え支援については、目標戸数各2戸に対して、未実施となった。

耐震事業の認知度は向上していると思われるが、各事業の詳細な部分までは認知度が低いと思われる。引き続き、町広報誌での周知を行うとともに、事業の詳細を記載していく必要性があると感じた。

## 10.改善策

普及啓発活動において、宮崎県及び関係団体と連携して活動に取り組む。また、広報誌やパンフレット等を有効に活用し、広く町民への周知を行う。

また、イベント開催時にはブースを設けるなど町民目線での啓発活動に心掛ける。

## 11.実績の公表

訪問戸数、耐震診断及び耐震改修工事費補助実績の件数を当該年度ごとに町ホームページにて公表する。

